

京業セン発 02-47 号事
令和 03 年 3 月 23 日

各協会(団体)及び関係各社 御中

京都タクシー業務センター

夜間の三条大橋付近での 待機と喫煙について

地元住民の方からの苦情です。

夜間の三条大橋西詰は夜間需要も多いことから、付近で待機するタクシーもそれなりにあることは当センターでも認識しています。

同地は駐車禁止規制(朝7~9時は駐停車禁止)であり、厳密には客待ち待機も道交法違反となる可能性があります。また、申告によれば運転者が車両を離れて喫煙・談笑をしているとの指摘がありますが、これは明確な放置行為であり道交法違反ですし、路上喫煙について定めた『**京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例**』で定める『**路上喫煙等禁止区域**』であり、**過料徴収**の対象となります。各社運行管理の皆様においても、当該場所での営業車には十分な指導とともに喫煙マナーや遵法意識を高めるご指導をお願いいたします。

桂駅のりばでの喫煙

京都市からの苦情です。

阪急桂駅のタクシーのりば、特に**東口のりばの喫煙マナーが悪化**しているとの苦情が入った模様です。連絡を受けた担当部署の職員が確認に赴いたところ、**のりば内で喫煙**する個人事業者を現認、**公共の場所での喫煙をやめるよう指導したところ威圧的な言動で対応され**、当センターへの抗議となりました。

組合を通じ當人への指導を依頼しましたが、単に1事業者だけの問題に止まりません。市民から問題視されれば**のりばが閉鎖される可能性もあります**。 そうなる前に、皆さん 1 人 1 人が節度を保ち、お互いが住みよい環境づくりにご協力いただくよう切に願います。

上記につきまして、貴社乗務員・組合員へ周知徹底をお願いします。